## 内分泌負荷試験 実施料

下垂体前葉負荷試験	成長ホルモン(GH)	〔一連として〕1200点 注:患者1人につき月2回に限 り算定	インスリン負荷、アルギニン負荷、L-DOPA負荷、クロニジン負荷、グルカゴン負荷、プロプラノロール負荷、プロモクリプチン負荷、睡眠負荷等
	ゴナドトロピン (LH及びFSH)	〔一連として月1回〕1600点	LH-RH負荷、クロミフェン負荷等
	甲状腺刺激ホルモン(TSH)	〔一連として月1回〕1200点	TRH負荷等
	プロラクチン (PRL)	〔一連として月1回〕1200点	TRH負荷、ブロモクリプチン負荷等
	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)	〔一連として月1回〕1200点	インスリン負荷、メトピロン負荷、デキサメサゾン負荷、 CRH負荷等
下垂体後葉負荷試験	抗利尿ホルモン(ADH)	〔一連として月1回〕1200点	水制限、高張食塩水負荷(カーター・ロビンステスト)等
甲状腺負荷試験	甲状腺ホルモン	〔一連として月1回〕1200点	T <sub>3</sub> 抑制等
副甲状腺負荷試験	副甲状腺ホルモン(PTH)	〔一連として月1回〕1200点	カルシウム負荷、PTH負荷(エルスワースハワードテスト)、 EDTA負荷等
副腎皮質負荷試験	鉱質コルチコイド (レニン、アルドステロン)	〔一連として月1回〕1200点	フロセマイド負荷、アンギオテンシン負荷等
	糖質コルチコイド (コルチゾール、DHEA及びDHEAS)	〔一連として月1回〕1200点	ACTH負荷、デキサメサゾン負荷、メトピロン負荷等
性腺負荷試験	テストステロン 遊離テストステロン	〔一連として月1回〕1200点	HCG負荷等
	エストラジオール	〔一連として月1回〕1200点	HMG負荷等

<sup>1. 1</sup>月に、3600点を限度として算定する。
2. 負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定の費用は、採血回数及び測定回数にかかわらず、所定点数に含まれるものとする。
3. 各負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定の費用は、採血回数及び測定回数にかかわらず、所定点数に含まれるものとする。
3. 各負荷試験については、測定回数及び負荷する薬剤の種類にかかわらず、一連のものとして月1回に限り所定点数を算定する。ただし、成長ホルモンに限り、月2回まで算定できる。なお、下垂体前葉負荷試験及び副腎皮質負荷試験以外のものについては、測定するホルモンの種類にかかわらず、一連のものとして算定する。
4. 内分泌負荷試験において、負荷の前後に係る血中又は尿中のホルモン等測定に際しては、測定回数、測定間隔等にかかわらず、一連のものとして扱い、当該負荷試験の項により算定するものであり、検体検査実施料における生化学的検査(I)又は生化学的検査(II)の項では算定できない。